

淀川水系流域委員会 第 36 回琵琶湖部会(2005. 12. 7 開催) 結果報告		2006. 1. 11 庶務発信
開催日時:	2005 年 12 月 7 日 (水) 13:30~16:50	
場 所:	ホテルピアザびわ湖 6 階 クリスタルルーム	
参加者数:	委員 21 名、河川管理者 (指定席) 12 名 一般傍聴者 94 名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見 (案)」への意見がある場合は 12/15 24 時まで提出する。 <p>2. 報告の概要</p> <p>庶務より、報告資料 1 を用いて、第 35 回琵琶湖部会の結果報告がなされた。</p> <p>3. 審議の概要</p> <p>ダム意見書WG委員より、審議資料 1-1「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見 (案)」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <p>○「1 はじめに」に関する意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P2「1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え」の根底には、基本高水を基本にした治水計画への疑義がある。意見 (案) には、基本高水では「目標達成の目処が立たない」「ダム計画が計画通り進まない」と記述されているが、基本高水を段階的な目標を持って進めていくのが常道だと思っている。「目標達成の目処が立たない」原因は、基本高水ではなく、政策判断や地元の理解等の環境が整っていないことにある。意見 (案) では基本高水を否定しているのではないのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←これまでの基本高水をベースにした治水計画は破綻しかかっているので変えていかないといけないというのが流域委員会の考え方だった。基本高水は否定しないが、20~30 年で実現できない計画は整備計画に書くべきではなく、別の方法を考えなければならない (ダム意見書WGリーダー)。 ・P2「1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え」には、「越水を対象とした堤防強化がなされていないこととダム計画が無関係ではない」という記述がある。ここには、堤防強化によって余裕高を減らして河川流量を増やせるという考え方があり。計画時点では予想し得ない不確定要素を考慮したものが余裕高であり、堤防強化によって余裕高を変更できるという考え方には賛成できない。 <ul style="list-style-type: none"> ←個人的には、堤防強化によって余裕高は変更できると考えているが、さまざまな議論があるため、今回の意見書には記述しないことにした。意見書には、堤防強化による余裕高変更の考え方は含まれていない。あくまでも「堤防強化をしてほしい」ということを記述している。これまで真剣に堤防強化に取り組んでこなかったことはダムと無関係だとは思っていない (ダム意見書WGリーダー)。 ←堤防強化とダムは別問題だ。P2「これらがダム計画と無関係であったとはいえない」は削除すべき。 ←ダムのために堤防強化をしてこなかったという面はある。削除には反対 (ダム意見書WGリーダー)。 ←基本高水をベースに治水計画を進めるという考え方には基本的には賛成だが、基本高水の決定の仕方が非常に曖昧なことが問題だ。 ←基本高水や治水計画を安全側にとって考えるのは国の政策としては当然であり、地域も望んでいることが、実際にどこまで命や財産を守れているのか。理想としては基本高水でやるべきだが、100 年後の治水計画のために、目の前の安全を放棄してよいということはない。これまでのやり方で地域に「もう安全になった」という意識がばらまかれてしまったことを考えれば、意見 (案) の記述に賛成する。 ←破堤による被害の解消・軽減を基本的な理念にするということは委員会と河川管理者の共通認識だ。基本高水には反対しないが、当面の目標でありながら達成の見通しが立たないような現実離れた目標になっている。また、これまでの治水計画ではダムや堰等の施設に頼る面があったと思う。これらを反省して、流域対策や堤防強化を主な対策とし、それでも対応できないことをダムや堰で対応していくというのが今後の優先順位だろう。意見書では、新しい理念を具体化していくために 20~30 年でどのような優先順位で対策していくのかを委員会の共通認識として記述する必要がある。 ・P1「人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される」という記述はダムの全面否定だ。この記述は、P2「予防原則に則り、ダム建設は極力回避するようにならなければならない」という結論部分の論旨と合っていない。 <ul style="list-style-type: none"> ←「人間生存」は文部科学省の国際プロジェクト名にも採用されており、それほど偏った表現ではない。「人間生存に不可欠」なものとは、空気や光のことではない。整合性はとれている。 <p>○「2 丹生ダム」に関する意見交換</p> <p>河川管理者より審議資料 1-4「丹生ダムの調査検討 (とりまとめ)」の 2~3 枚目を用いて既往最大洪水時の琵琶湖水位シミュレーションの修正について説明がなされた。その後、委員より意見 (案)「2 丹生ダム」の説明がなされ、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P10「2-3-1 高時川の治水 (2) 治水の現状」では、①~⑥の代替案と経費が示されているが、経費の算定基準を注釈として付け加えておいた方がよい。④を除く代替案は平成 14 年価格で算定されているが、④ 		

丹生ダムの1100億円は昭和63年の価格で算定されたものなので、実態とかけ離れた比較になっている。

←④丹生ダム+河道改修案の問題点を記述しておけばよいのではないかと。

←「淡海の川づくり検討委員会」では各代替案を検討して、④丹生ダム+河道改修案が適当だという議論がなされた。①～⑥の代替案は記述しておくべきだ。また、代替案の実現には地元の新たな協力が必要になる。この地域ではそもそも代替案の検討が厳しい状況だったという点も指摘しておくべき。

←丹生ダムの1100億の内訳が新たな計画でどのように変更されるのかを明示的に書いておいた方がよい。淡海の川づくり検討委員会では、あくまでも多目的ダムでの予算を前提にして「丹生ダム+河道改修案」を採用した。

←この項では、高時川の治水対策として河川管理者が示した各代替案の紹介と問題点を示しているだけで、丹生ダムについて記述しているわけではない。各代替案の経費の基準が違っているという点については了解した（ダム意見書WGリーダー）。

- P10～11「2-3-1 高時川の治水」では、堤防強化が前面に書かれているが、説明を増やしてほしい。侵食・浸透対策と越水対策（超過洪水対策）は議論を分けて書いた方がよいのではないかと。

←今回の意見書は、堤防のそばの住民の立場から「とにかく堤防を強化してほしい」ということを書いた。ただ、誤解のない表現に改めるようにしたい。堤防強化によって高水敷の掘削も再検討できるのではないかと考えている（ダム意見書WGリーダー）。

- P11「2-3-2 異常渇水の緊急水補給と洪水調節容量確保」では、緊急補給水を琵琶湖で確保する方針を適切な方法だと記述しているが、そもそも、「異常渇水」がどういう状態なのか、委員会の中で共通認識が得られていないのではないかと。再度、議論をしておかなければならない。

- P12「2-3-2 異常渇水の緊急水補給と洪水調節容量確保」の上から7行目「取水制限・維持流量放流制限・節水などの渇水対応の制約条件をより厳しく実施することが先決」という記述には、大川の維持流量削減も含まれているのか。

←含んでいる。今後具体的に検討するため明確には書いていない（ダム意見書WGリーダー）。

- P12「2-3-3 環境への影響」の下から2行目「長期的な負の影響の大きさを予測することは不可能である」としているが、順応的管理の発想で「予測することは非常に困難」という表現に変更できないかと。

- P14「2-4-1 高時川の瀬切れ対策としての湖水の逆水」では、河川管理者の見解が示された段階で意見を述べるということになっているが、逆水によって瀬切れを解消する方法でよいのか、少し検討してほしい。

○河川管理者からの指摘事項

意見（案）「1 はじめに」「2 丹生ダム」について河川管理より指摘がなされた。主な指摘は以下の通り（例示）。

- P5 上から2行目の「最大日需要量」は、「実績の日最大取水量」の方が正確ではないかと。
- P7 上から12行目および下から8行目で丹生ダムの「目的変更」について記述されている。しかし、これまでの見直しの過程では、丹生ダムの「効果」について説明してきたのであり、丹生ダムの目的そのものを変更したことはない。
- P9「(2) 下流淀川の洪水調節機能」には「…瀬田川洗堰を全閉するという現行ルールのもとでは、淀川の洪水調節の効果はきわめて微弱な効果しない」とあるが、琵琶湖総合開発において琵琶湖周辺の洪水防御と洗堰下流の淀川洪水流量の低減を図るため、制限水位や計画高水位を設定し、ダムでいうところの洪水調節容量を確保した。今回、制限水位より上に7cm分を異常渇水対策容量として確保することはこれまでの治水目的容量を損なうことになる。このため、丹生ダムに容量を確保することは、損なった容量を取り戻すという意味で下流淀川の洪水調節を目的として含むと考えている。
- P9 下から2行目「かろうじて破堤を防いできた」とあるが、大正10年に破堤している。
- P10「(2) 高時川の治水対策」の①～⑥の代替案に関する記述は河川管理者の説明と違っている。河川管理者は代替案6案を並列して比較していない。まずは、堤防を強くするための浸透・侵食対策を最優先とした後うえて、そのほかに水位を下げる対策を検討した。①平地河川化案と⑥分派放水路案は事業費が巨額で時間も要し地下水への影響があるため、②河道内対策を前提とし、③河道改修+引き提案を検討しさらに⑤河道改修+遊水地案を検討した。それでも十分に効果がないため最後に④河道改修+ダム案を比較して、早期に効果ができる④が有効であるという説明をした。6案を並列して比較したわけではない。
- P10「07年5月」は「05年07月」、P10⑤の「900億円」は「990億円」が正しい。②の830億円は引堤+河道改修案の事業費であり、③の1730億円は別川放水路+河道改修案の事業費となっている。
- P11「高時川では堤防強化方法として表法尻に矢板を設置する工法がすでに実施」とあるが、矢板は漏水対策。越水対策として例示されると誤解が生じる。
- P14の瀬切れ対策としての逆水と濁水の関係がよくわからない。ご教示頂きたい。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者4名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・県では琵琶湖淀川水系問題対策特別委員会が開催されている。知事等の発言は、上流である滋賀県は瀬田川洗堰の全閉操作の被害者という意識が強かったように感じた。委員会の考えを聞かせて頂きたい。
- ・参考資料として3つの意見書を出している。①昭和59～60年の渇水の際、4ヶ月間の大川維持流量カットが行われたが、実際の問題としては大阪臨海工業用水道の取水口の塩害問題だけだった。この取水口は平成18年でとりやめになるので、同程度の渇水が来ても大川下流で大きな問題は出ない（意見書 No671）。②渇水シミュレーションでは琵琶湖水位が-1.50mを下回ると説明されただけで、断水が起きる数字的な根拠が示されていない（意見書 No672）。③断水について独自に下流の水道事業者の毎月の最大取水量で比較した。確かに完全に断水をクリアできるというわけにはいかないが、大川維持流量20m³/sカットを導入すれば、確実にクリアできる（意見書 No673）。本日、河川管理者から渇水時の琵琶湖水位がより水位が低下するという訂正がなされたが、琵琶湖で7cm貯めても-160cmにまで水位が下がり、取水制限が行われて断水が起きるということになる。琵琶湖と丹生ダムの緊急水補給の意味がなくなるのではないかと。
- ・流域委員会は、新河川法に則った組織であり、新河川法に則った検討をしてきた。新河川法が置き去りにされた議論がなされていると思った。
- ・他の委員会（塔の島、淡海の川づくり、桂川等）の議論が流域委員会に反映されていない。河川分科会の議論に流域委員会の議論がきちんと反映されているのかも疑問だ。しっかり踏まえた議論をしてほしい。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。